

単価契約条項

財団法人 高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が、単価に関する契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総 則）

第1条 乙は、契約書および別添仕様書に定めるサービスを、契約書記載の単価にて、契約書記載の契約期限まで、履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約に基づく権利または義務を、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

（秘密保持）

第3条 乙は、本契約に関し知りえた情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2. 本条項は、この契約の期間満了後においても、なお効力を有するものとする。

（請 求）

第4条 乙は、仕様書に定める期間内の甲の使用量に契約単価を乗じた金額を、請求書をもって、甲に支払いを請求するものとする。

2. 仕様書において、請求毎に提出する書類等が記載されている場合は、当該書類を請求書と合わせて提出するものとする。

（検 査）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、請求書及び提出された書類（以下「請求書等」という。）が適正であるか検査を行うものとする。

2. 乙は、前項の検査の結果、請求書等に不備があると認められた場合は、甲の指示に従い、再度、請求書等を提出するものとする。

（契約金額の支払い）

第6条 甲は、前条1項の検査の結果、請求書等が適正であると認めた場合は、甲の支払定日に、その代金を乙に支払うものとする。ただし、甲の都合により前条第1項の検査が著しく遅延したときは、甲乙協議のうえ支払方法を決定することができる。

(変更等)

第7条 甲は、契約内容の条件に変更が生じる場合は、事前にその旨を書面にて乙に通知するものとする。

2. 乙は、契約内容の条件に変更が生じる場合は、事前にその旨を書面にて甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が、契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙が、契約の履行または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(4) 乙が、無能力者もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。

(5) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

2. 乙は、前項第1号から第3号までの一に該当する事由により、契約を解除されたときは、これにより甲が受けた損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責に帰しがたい事由により乙が解除を申しいで、甲がこれを認めた場合はこの限りでない。

3. 甲は、第1項5号に該当する理由により、契約を解除した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害の賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議にして決定するものとする。

(事情変更に基づく契約の変更)

第10条 この契約締結後、契約期間内において、予期することのできない異常な事由の発生に基づく経済事情の変動その他の理由により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、甲乙協議して契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(一般的損害)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

(相 殺)

第12条 甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

(協議事項)

第 13 条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項について、甲乙協議して定めるものとする。又、紛争が生じたときは、日本国の法令に準拠し、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。